

橿原市乳がん検診実施要領

1. 目的

乳がんは、近年増加の一途をたどっており、罹患率では女性の第1位といわれている。

乳がんは早期に発見し、治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。このような状況に鑑み、本市においても、乳がんに関する正しい知識を広め、早期発見に努め、ひいては女性の健康の保持増進に資することを目的として実施する。

2. 検診対象者

市内に居住地を有する40歳以上の女性とする。なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供する。

検診回数は、原則として、同一人について、2年に1回行うものとし、前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うものとする。したがって、受診機会は必ず毎年度設けることとし、受診率については以下の算定式により算定するものとする。

$$\text{受診率} = \frac{(\text{前年度の受診者数}) + (\text{当該年度の受診者数}) - (\text{前年度及び当該年度における2年連続受診者数})}{(\text{当該年度の対象者数} ※) \times 100}$$

※対象者数は年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

なお、マンモグラフィを受ける者の対象外は、現在乳房疾患で治療中、経過観察中の者、妊娠中または妊娠の可能性のある者は絶対禁忌とし、授乳中または断乳直後の者、背中が曲がっていたり、まっすぐに立ってられない者、心臓ペースメーカーを装着されている者、乳房内に人工物が入っている者（豊胸術等をしている者）胸部外傷（肋骨骨折、打撲等）で治療中の者は原則禁忌とする。

3. 検診期間

毎年度において、5月1日から翌年2月末日迄とする。

4. 検診項目

検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、1）「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする。

なお、症状がある場合は専門医療機関への速やかな受診を勧奨する。

- 1) 質問は、現在の症状、月経に関する事項及び妊娠の可能性の有無等を必ず聴取し、かつ、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、乳房エックス線検査の実施可否に係る事項等を聴取する。質問の主な役割は対象者の選別であり（症状があれば診察を勧める）、質問のみ

で精密検査の有無の判定をしてはならない。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に別添乳がん検診票の問診項目欄に自記させることをもって代えることができる。

2) 乳房エックス線検査

- ア. 検診実施医療機関は乳房エックス線装置の種類を市に報告し、別紙に規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。
- イ. 40歳以上50歳未満の対象者については、アの内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。
- ウ. マンモグラムの読影は、適切な読影環境の下において、二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも1名は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会^注を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けている*こととし、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。
読影結果の判定は、腫瘍性病変、石灰化所見、その他の異常所見についてカテゴリー分類で判定する。
なお、乳房エックス線検査は、「日本乳がん検診精度管理中央機構が推奨するマニュアル」による。

注：乳房エックス線撮影、撮影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会
基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。

なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

※：評価試験でCまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

5. 検診体制

1) 体制整備

- ア. 乳がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制が整っていることを要件とする。
- イ. 乳房エックス線検査については、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠である。橿原市は、保健所・地区医師会・検診実施医療機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努める。検診に際しては、注意事項等を受診者にわかりやすく説明すること。なお、要精検率については、検診実施機関等の実績等にも留意する。
- ウ. 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、乳房エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。
 - ①検診の実施に関し、事前に乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指

示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書（様式1）を作成し、市に提出する。

②緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。

③乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。

④乳房エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

⑤検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

6. 検診方法

1) 受診票の交付

市は、対象者に検診受診券を個人通知する。受診希望者は、検診実施医療機関に予約の上、検診受診券を持参し来院する。市内検診実施医療機関は、乳がん検診票を設置する。市内検診実施医療機関を除く県内検診実施医療機関で受診する場合は、受診希望者が健康増進課より乳がん検診票の交付を受け、検診受診券とともに持参する必要がある。

2) 受診者への説明

検診実施医療機関は、「がん検診注意事項」を用いて、受診者全員に乳がん検診の内容を説明する。

3) 検診の実施

検診実施医療機関は市が発行する検診受診券を提示した者について検診を実施する。

①受診者は、乳がん検診票を提出し、マンモグラフィの撮影を受ける。

②検診医は、乳がん検診票により問診を行い、同様式に基づき読影（第1読影）する。この際、過去のマンモグラムとの比較読影を行うことが望ましい。

③第2読影者が、乳がん検診票により読影を行い、決定区分に記入する。

④診察結果は、総合判定後、乳がん検診票（市請求用）に記載し、請求書とともに市へ報告する。

⑤精密検査が必要な場合は、乳がん精密検査票とともに乳がん検診票（精密検査実施医療機関用）を受診者に手渡し、精密検査の必要性について十分説明し、精密検査医療機関への受診を勧奨する。

4) 結果判定及び通知

ア. 結果通知は、検診実施医療機関が乳がん検診票（受診者用）を用いて、遅くとも検診受診後4週間以内に受診者へ説明・通知する。また、市への検診実施結果報告は検診実施翌月の請求時までに行う。

イ. 検診の結果については、問診、乳房エックス線検査所見等を総合的に判断して、指導区分の「要精密検査」又は「精検不要」を判定する。

5) 精密検査の実施

- ア. 市は、要精密検査となった者を乳がん検診要精検者名簿に整理する。
- イ. 一次検診実施医療機関は、要精密検査となった者に乳がん検診票（精密検査実施医療機関用）を添えて、精密検査医療機関に紹介する。その際、精密検査の必要性について、受診者に十分説明すること。
なお、要精密検査となった者が精密検査を受診する際には、可能な限りマンモグラムを持参させるようにすること。
- ウ. 精密検査基準は、乳房エックス線検診のカテゴリー分類で判定3以上を要精密検査とする。
- エ. 精密検査の検査項目は、視触診、乳房エックス線検査、超音波検査、穿刺吸引細胞診等とし、精密検査は、上記検査について十分な精度管理できる機関で実施する。
- オ. 精密検査実施医療機関は、要精密検査者の精密検査結果を乳がん精密検査票（検診機関用、及び櫃原市用）に記載し一次検診実施医療機関に報告する。
- カ. 一次検診実施医療機関は、乳がん精密検査票（櫃原市用）を市へ返送する。また、精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期（地域保健・健康増進事業方法に必要な情報）について、市や医師会から求められた項目の積極的な把握に努める。
- キ. 市は、精密検査結果を整理するとともに、未報告分については、対象者が受診した精密検査実施医療機関に照会する。

6) 報告

検診実施医療機関は、がん検診の結果及びそれに関わる情報（地域保健・健康増進事業方法に必要な情報）について、市や医師会等から求められた項目を全て報告する。

7) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、乳房エックス線検査の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。

また、受診指導の記録を合わせて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとする。

マンモグラム及び問診記録・検診結果は、少なくとも5年間保存しなければならない。

7. 乳がんの予防についての指導

乳がんは、日常の健康管理としてのブレスト・アウェアネスを通じて、しこり（腫瘍）が触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。従って、市は、定期的な乳房エックス線検査による乳がん検診を受診することの重要性だけでなく、ブレスト・アウェアネスや、気になる症状がある場合の速やかな医療機関の受診、またその際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について普及啓発に努める。

更に、前回迄の検査において要精密検査となった者が、精密検査を受診していない場合についても、乳房疾患を専門とする医療機関への受診を勧奨する。

8. 精度管理

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」(国立研究開発法人 国立がん研究センター 令和6年3月改訂版)を基に、市が作成したチェックリスト(別添)で精度管理を行ない、チェックリストやプロセス評価などに基づく検討を実施する。

9. 検診料金等

- 1) 検診料金等は、市と検診実施機関との契約に定めるところによるものとする。
- 2) 精密検査の費用については、受診者が精密検査医療機関に所定の料金を支払う。(医療保険扱い)

10. 個人情報の保護

この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日通知、令和6年12月2日最終改正)等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。

乳がん検診チェックリスト（検診実施医療機関用）個別検診

【解説】

- ①このチェックリストの対象は、市との契約形態にかかわらず、個々の検診実施医療機関である
- ②検診実施医療機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して行うこと。また検診実施医療機関はその状況を把握すること。

[このチェックリストにより調査を行う際の考え方]

- ① 基本的には、個々の検診実施医療機関が回答する
- ② 市や医師会主導で行っている項目（市や医師会しか状況を把握できない項目）については、あらかじめ、市や医師会が全検診実施医療機関に回答を通知することが望ましい
ただし医師会等が全項目を統一して行っている場合は、医師会等が一括して回答しても構わない

1. 対象者への説明

【解説】

- ①市が作成した下記の6項目を記載した資料を、検診実施医療機関に来場した対象者全員に個別に配布すること（ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする）
- ②資料は検査を受ける前に配布する
- ③要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を掲示する

- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しているか
- (2) 精密検査の方法について説明しているか（精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など）
- (3) 精密検査結果は市へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は検診実施医療機関がその結果を共有することを説明しているか[※]
※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市や検診実施医療機関に対して提供できる（個人情報保護法の例外事項として認められている）
- (4) 検診の有効性（マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の不利益について説明しているか
- (5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、ブレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の重要性、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明

しているか

- (6) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明しているか

2. 問診及び撮影の精度管理

- (1) 検診項目は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）としているか
- (2) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか
- (3) 問診では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取しているか*
- ※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる
- (4) 乳房エックス線装置の種類を市に報告し、日本医学放射線学会の定める仕様基準（注1）を満たしているか
- (5) マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しているか
- (6) 両側乳房について内外斜位方向撮影を行っているか。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影しているか
- (7) 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けているか*
- ※評価CまたはD、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること
- (8) 撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会（注2）を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けているか*
- ※上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること

3. 乳房エックス線読影の精度管理

【解説】二重読影と比較読影（1）～（2）について

外部（地域の読影委員会等）に読影を委託している場合は、検診実施医療機関が委託先の状況を確認すること

- (1) 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真撮影に関する適切な講習会（注2）を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けているか*
- ※上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること
- (2) 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影しているか
- (3) 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか
- (4) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか

4. システムとしての精度管理

- (1) 受診者への結果の通知・説明は、遅くとも検診受診後 4 週間以内になされているか。また、市への結果報告は、検診実施翌月の請求日までになされているか
- (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報（「地域保健・健康増進事業報告」に必要な情報）について、市や医師会等から求められた項目を全て報告しているか
- (3) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期（「地域保健・健康増進事業報告」に必要な情報）について、市や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか
- (4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の乳がん専門家*を交えた会）を設置しているか
もしくは、市や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか
※当該検診実施医療機関に雇用されていない乳がん検診専門家
- (5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握*しているか
※冒頭の解説のとおり、検診実施医療機関が単独で算出できない指標値については、市と連携して把握すること
また市が集計した指標値を後から把握することも可である
- (6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか
- (7) 県の生活習慣病健診等管理指導協議会、市、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか

(注 1) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第 7 版、マンモグラフィガイドライン第 4 版参照

(注 2) 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会
基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む

乳房エックス線検査実施施設の選定基準

-
- I 乳房エックス線撮影装置が以下の基準を満たすこと
- 1) 日本医学放射線学会の定める仕様基準^{注1)}を満たすこと
 - 2) 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の行う施設画像評価を受け、A または B の評価を受ける※
※評価 C または D、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること
- II 撮影を行う撮影技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会^{注2)}を修了し、その評価試験で A または B の評価を受ける※
※上記の評価試験で、C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること
- III 読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真撮影に関する適切な講習会^{注2)}を修了し、その評価試験で A または B の評価を受ける※
※上記の評価試験で、C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること
-

注1) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準

1. インバーター式エックス線高電圧装置を備えること
2. 自動露出制御 (AEC) を備えること
3. 移動グリッドを備えること
4. 管電圧の精度・再現性 (a) 表示精度：±5%以内 (24~32 kV)
(b) 再現性：変動係数 0.02 以下
5. 光照射野とエックス線照射野のずれ 左右・前後のずれ：SID の 2%
6. 焦点サイズ 公称 0.3mm のとき、0.45×0.65 以内
7. 圧迫版透過後の線質 (半価層、HVL)
モリブデン (Mo) ターゲット / モリブデン (Mo) フィルタのとき
(測定管電圧/100) + 0.03 ≤ HVL (mmAl) < (測定管電圧/100) + 0.12
8. 乳房圧迫の表示 (a) 厚さの表示精度：±5 mm 以内
(b) 圧迫圧の表示精度：±20N 以内
9. AEC の精度
(a) 基準濃度：1.4 管理幅±0.15 以内
(ファントム厚 20、40、60 mm 及びこれらの厚さに対して 100mAs 以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲とする)
(b) 再現性：変動係数 0.05 以下

- 注2) 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会
基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む